平成２７年（フ）第１８４号
青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森111番地２
債務者　川畑　きね
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１０号
青森市赤坂２丁目43―13、住民票上の住所青森市古川１丁目10番８号
債務者　安田　淑子
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３６６号
神奈川県厚木市宮の里１丁目１番２―204号
債務者　眞野小夜子
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３７１号
神奈川県小田原市成田653番地の８　アルシオーネ102
債務者　山口　昌師
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３７２号
神奈川県足柄上郡松田町寄1277番地７、前住所神奈川県足柄上郡松田町寄1679番地23
債務者　山口　佳子
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３９８号
神奈川県小田原市寿町３丁目６番11号　よしみ荘６号室
債務者　関　　秀幸
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４１６号
神奈川県愛甲郡愛川町中津7209番地の５
債務者　大野　千鶴
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１３９５号
愛知県瀬戸市陶栄町110番地　ビューテラス陶栄105
債務者　横山　貴徳
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４１５号
愛知県知多市長浦１丁目３番地　ボンヌシャンス長浦108、従前の住所愛知県豊橋市大山町字西大山17番地３
債務者　金沢ヨシオこと　ＫＡＮＡＺＡＷＡ　ＭＡＲＴＩＮＥＺ　ＡＬＦＲＥＤＯ　ＹＯＳＨＩＯ
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３６５号
栃木県栃木市大平町富田975番地53
債務者　安部　正雄
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月13日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３６６号
栃木県宇都宮市中一の沢町５番12号　渡辺コーポ201
債務者　大類　愛美（旧姓猪瀬）
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月13日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３６７号
栃木県宇都宮市上籠谷町3736番地30、前住所岩手県花巻市若葉町２丁目11番31号　シティハイム若葉町Ｂ107号
債務者　小坂美智子（旧姓和野内）
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３７０号
栃木県宇都宮市上戸祭町94番地10、前住所栃木県宇都宮市御幸本町4872番地14
債務者　増渕　　榮
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３７１号
栃木県宇都宮市若草３丁目16番17号　セジュール松本Ａ棟101号、前住所栃木県宇都宮市越戸町30番地21
債務者　椎名　芳明
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月13日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３７４号
栃木県宇都宮市今泉町1456番地２　メゾンロイヤルいまいずみ101、前住所栃木県宇都宮市御幸ケ原町126番地25　ロイヤルコーポⅠ103
債務者　露久保三郎
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月13日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３７５号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2402番地36
債務者　鈴木　恭弘
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係